

岡谷市立小中学校体験入学実施要綱（案）の概要

R7.12.12 教育総務課

海外居住の子どもが夏休みの一時帰国等により市内に滞在する間、市内小中学校で学校生活を体験する「体験入学」については、今まで希望校と相談の上、随時受け入れ判断等を行ってきましたが、学校間や個々の事例により取り扱いに差が生じないように、新たに体験入学の実施に関する要綱を定めるものです。

1 対象者

海外からの一時帰国又は市内に移住予定のある家庭のうち、体験入学を希望する学齢期の子ども。（ただし、任意の受け入れとなり、通訳配置等にはできないため、日本語で意思疎通できる子どもに限ります。）

2 受け入れ期間等

原則30日間以内とします。（校長の判断により短縮も可能です。）

同じ子どもの体験入学は年度につき1回限りとします。ただし、移住等に備えた学校行事等への個別参加については、校長の判断によることができます。

3 受け入れにあたっての諸条件等

- ・受け入れ期間中、児童生徒は市内に滞在し、保護者等と同居していること。
- ・受け入れに必要な経費（給食費等）は、全て保護者等が負担すること。（貸し出す教科書が学校にない場合は、個人で用意してもらう場合もあります。）
- ・受け入れ中の事故等は、一部の例外を除き、全て保護者等の責任となること。
- ・その他、教育委員会、校長が必要と判断した事項を守ること。（※学校運営に支障がある場合は、中止や許可を取り消すこともあります。）

4 申請から許可まで

体験入学を希望する家庭の保護者等は、市教育委員会に申請書を提出します。市教育委員会は学校と協議の上、許可（不許可）を通知します。

5 学校での受け入れ態勢

- ・受け入れ先の学校では、通訳や特別支援等の人員配置には対応できません。
- ・宿泊を伴う学校行事等への参加には対応できません。

6 施行日

この要綱は、公布の日から施行します。

岡谷市立小中学校体験入学実施要綱（案）

令和7年 月 日

教委告示第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、海外からの一時帰国等により市内に滞在する学齢期の児童生徒が市内小中学校（以下「学校」という。）において学校生活を体験する体験入学の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 体験入学の対象者は、海外からの一時帰国又は市内に移住予定のある家庭のうち、市内学校への体験入学を希望する学齢期の児童生徒とする。ただし、学校が受け入れる児童生徒は、学校生活を送るために必要な日本語での意思疎通ができる者に限る。

（受け入れ期間）

第3条 体験入学の受け入れ期間は、原則30日以内とする。ただし、学校運営に支障があると校長が判断した場合は、受け入れ期間を短縮することができる。

2 同一の受け入れ者による体験入学は、年度につき1回限りとする。ただし、移住に備えた学校行事等への個別参加については、校長の判断によることができる。

（申請）

第4条 体験入学を希望する家庭の保護者又は市内滞在を引き受ける近親者等（以下「保護者等」という。）は、体験入学申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、開始日の1カ月前までに岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

（遵守事項）

第5条 体験入学にあたり申請者が遵守すべき事項は、以下のとおりとする。

- (1) 受け入れ期間中、児童生徒は市内に滞在し、保護者等と同居していること。
- (2) 給食の提供等、受け入れに伴い必要となる経費は、全て保護者等が負担すること。
- (3) 受け入れた児童生徒の事故等については、学校管理上の瑕疵等が認められるものを除き、保護者等の責任となること。
- (4) その他、受け入れにあたり教育委員会又は校長が必要と判断した事項を守ること。

（許可）

第6条 教育委員会は、第4条の申請があったときは、希望する学校と協議の上、体験入学の可否を決定し、体験入学許可（不許可）決定書（様式第2号）を申請者に通知する。

（受け入れ態勢）

第7条 体験入学にあたっては、以下の受け入れ態勢を基本とする。

- (1) 授業等への参加に関して、学校では通訳や特別支援等の人員配置はできないこと。
- (2) 宿泊を伴う学校行事等には対応できないこと。

（許可の取り消し）

第8条 学校運営に支障がある場合は、受け入れを中止し、許可を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

岡谷市教育委員会 様

岡谷市小中学校体験入学申請書

申請者(保護者)氏名 _____

(引受人がいる場合)

(引受人氏名 _____)

滞在先住所 _____

連絡先(TEL) _____

下記のとおり体験入学を申請いたします。なお、体験入学にあたっては、希望校の指示等に従い、必要な経費については、実費を負担いたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名				性別	
				男	女
生年月日・年齢	平成 年 月 日 (歳)				
現住所					
現在通っている学校名					
体験入学の希望校・学年	岡谷市立	学校	学 年	第	学年
体験入学を希望する理由	_____ _____ _____ _____ _____				
健康状態 (その他特記事項があれば 記入すること)					
事務処理	許可したい 不許可としたい			担当 印	

様

岡谷市小中学校体験入学許可（不許可）決定書

令和 年 月 日付で申請のありました体験入学については、下記のとおり許可（不許可）とします。

児童生徒氏名				性別	
				男	女
生年月日・年齢	平成 年 月 日（ 歳）				
現住所					
現在通っている学校名					
体験入学の希望校・学年	岡谷市立	学校	学 年	第	学年
体験入学の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				
体験入学の条件等	・ ・ ・ ・				
この件に関する問合せ先	岡谷市教育委員会 教育総務課 学校教育担当（ ） TEL 0266-23-4811(内線)1215				